

別紙 F01 「収納関連処理について」

1. 消費税・地方消費税額システム配分処理

(1) 処理条件

以下の条件に合致する場合は、入力された金額を、消費税の収納（領収）済額と地方消費税の収納（領収）済額に配分する。

- ①受入科目が「F」（消費税）であること。
- ②消費税及び地方消費税が調定されていること。
- ③2 欄目に入力がないこと。

(2) 消費税収納（領収）未済額と地方消費税収納（領収）未済額の合計額と入力金額が一致している場合
それぞれの未済額を消費税及び地方消費税の収納（領収）済額とする。

(3) 消費税収納（領収）未済額と地方消費税収納（領収）未済額の合計額と入力金額が不一致である場合

(A) 地方消費税収納（領収）済額算出処理

以下の式により地方消費税の収納（領収）済額の算出を行う。

$$\text{地方消費税収納（領収）済額}^{*1} = \text{入力金額} \times \frac{\text{地方消費税本税額}}{\text{消費税本税額} + \text{地方消費税本税額}}$$

(B) 消費税収納（領収）済額算出処理

以下の式により消費税の収納（領収）済額の算出を行う。

$$\text{消費税収納（領収）済額} = \text{入力金額} - \text{地方消費税収納（領収）済額}$$

(* 1) 地方消費税収納（領収）済額：50 銭以上 1 円未満の端数があるとき、またはその金額が 50 銭以上 1 円未満であるときは、その端数金額または全額を 1 円とする。

2. 延滞税額算出処理

(1) 処理条件

以下の条件を全て満たした場合は、延滞税額の算出を行う。ただし、口座振替の場合は、口座引落とし時に算出した延滞税額を用いる為、延滞税額の算出は行わない。

- ①修正申告（特例修正申告を含む。）、輸入許可前貨物引取承認後の貨物に係る輸入申告（以下、IBPという。）、納期限延長する申告、特例申告（特例委託特例申告を含む。）またはとん税等納付申告であること。
- ②システムにより行われた輸入申告等であること。ただし、システムを介さずに行われた一括納付対象のものを含む。
- ③納付日が法定納期限を過ぎていること。
- ④本税が完納となること。
- ⑤消費税と地方消費税の延滞税額の算出は、両科目の本税が完納となること。

(2) 延滞税額の算出

(A) 「具体的納期限^{*2}の翌日から2ヶ月を経過する日」までに納付された場合は、以下の式により順で延滞税額の算出を行う。

①以下の式により、適用税率期間ごとの延滞税額の算出を行う。

$$\text{延滞税額}^{*3} = \frac{\text{本税}^{*4} \times \text{日数1}^{*5} \times \text{税率1}^{*6}}{365}$$

②①で計算した適用税率期間ごとの延滞税額を合算する。

(B) 「具体的納期限の翌日から2ヶ月を経過する日」の翌日以降に納付された場合は、以下の式により順で延滞税額の算出を行う。

①以下の式により、適用税率期間ごとの延滞税額の算出を行う。

$$\text{延滞税額} = \frac{\text{本税} \times \text{日数2}^{*7} \times \text{税率1}}{365} + \frac{\text{本税} \times \text{日数3}^{*8} \times \text{税率2}^{*9}}{365}$$

②①で計算した適用税率期間ごとの延滞税額を合算する。

(*2) 具体的納期限

IBPの場合 : 審査終了日の翌日から1ヶ月を経過する日

納期限延長の場合 : 法定納期限と同じ日

修正申告の場合 : 修正申告の日

とん税等納付申告 : 法定納期限と同じ日

特例申告の場合 : 法定納期限と同じ日

(*3) 延滞税額 : 受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の延滞税額の合計

(*4) 本税 : 受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の本税額の合計

(*5) 日数1 : 「法定納期限の翌日」から「納付の日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数

(*6) 税率1 : 「法定納期限の翌日」から「具体的納期限の翌日から2ヶ月を経過する日」までに適用される税率

(*7) 日数2 : 「法定納期限の翌日」から「具体的納期限の翌日から2ヶ月を経過する日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数

(*8) 日数3 : 「具体的納期限の翌日から2ヶ月を経過する日」の翌日から「納付の日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数

(*9) 税率2 : 「具体的納期限の翌日から2ヶ月を経過する日」の翌日から適用される税率

(3) 端数処理

前述の延滞税額の算出において以下の端数処理を行う。

- ①本税額が10,000円未満の場合は、延滞税額は0円とする。
- ②本税額が10,000円以上であって10,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた後の本税額により延滞税額を算出する。
- ③算出した延滞税額が1,000円未満の場合は、延滞税額は0円とする。
- ④算出した延滞税額が1,000円以上であって1000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。

(4) 延滞税額算出の特記事項

(A) 修正申告事項登録における輸入申告番号単位の延滞税額の算出

修正申告事項登録において、算出された輸入申告番号単位の増加税額に基づき、以下の手順で延滞税額の算出を行う。

①以下の式により、適用税率期間ごとの延滞税額の算出を行う。

$$\text{延滞税額}^{*10} = \frac{\text{増加税額}^{*11} \times \text{日数}4^{*12} \times \text{税率}1^{*13}}{365}$$

②①で計算した適用税率期間ごとの延滞税額を合算する。

(*10) 延滞税額：受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の延滞税額の合計

(*11) 増加税額：受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の増加税額の合計

(*12) 日数4：法定納期限の翌日から本業務の入力日（完納予定日）までの間で、適用税率が同一の期間を合算した日数

法定納期限は、修正申告の場合は輸入許可年月日とし、特例修正申告の場合は特例申告期限日とする

なお、入力された輸入許可年月日または特例申告期限日の翌日から1年以上経過後に本業務を入力した場合の日数については1年とする。

(*13) 税率1：「法定納期限の翌日」から「具体的納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日」までに適用される税率

(A)B) 修正申告の延滞税額算出の期間控除

修正申告が法定納期限（当初申告の許可日（特例申告の場合は特例申告書の提出期限））の翌日から1年を経過する日の翌日以降に行われた場合は、延滞税額算出の期間控除を行う。

(a) 「修正申告の日の翌日から2ヶ月を経過する日」までに納付された場合は、以下の式により順で延滞税額の算出を行う。

①以下の式により、適用税率期間ごとの延滞税額の算出を行う。

$$\text{延滞税額} = \frac{\text{増加税額}^{*104} \times \text{日数}45^{*145} \times \text{税率}1}{365}$$

②①で計算した適用税率期間ごとの延滞税額を合算する。

(b) 「修正申告の日の翌日から2ヶ月を経過する日」の翌日以降に納付された場合は、以下の式により順で延滞税額の算出を行う。

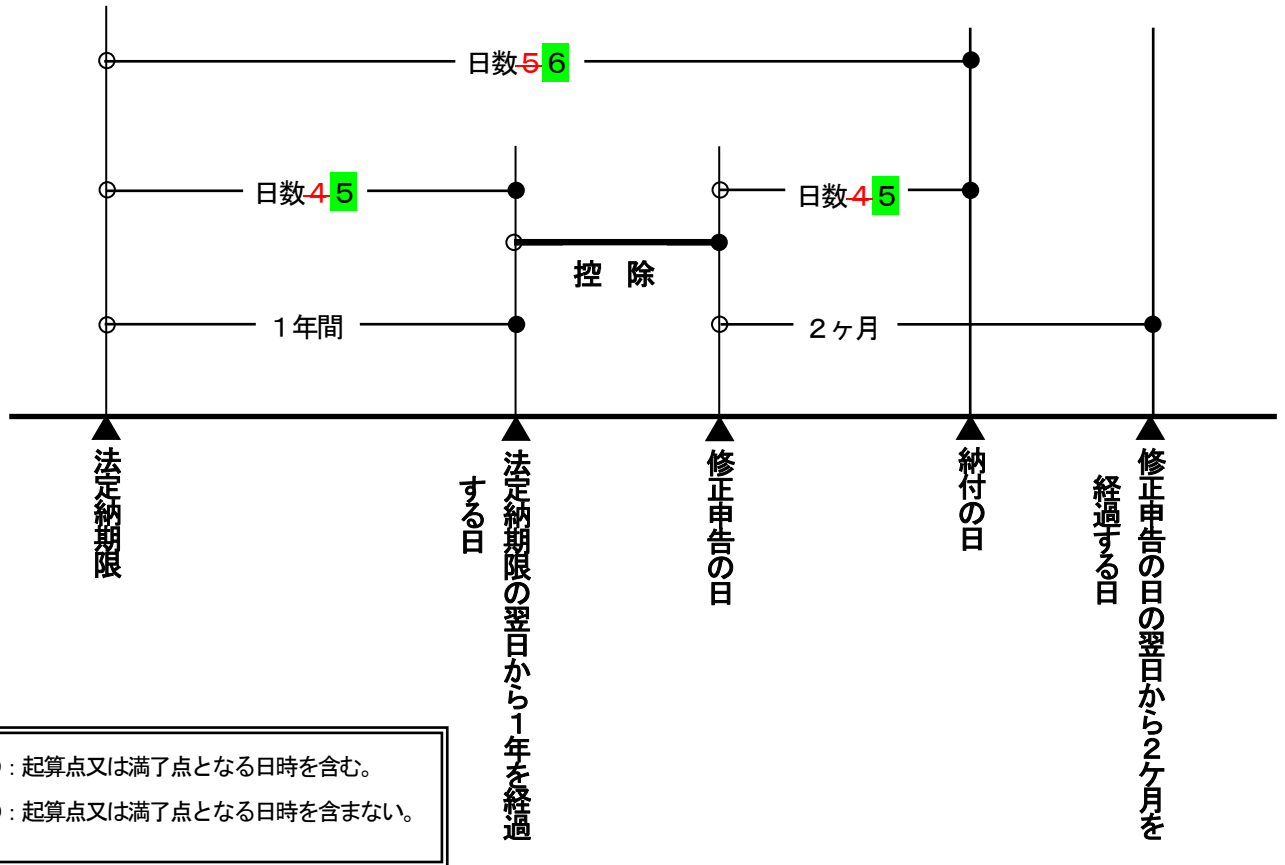
①以下の式により、適用税率期間ごとの延滞税額の算出を行う。

$$\text{延滞税額} = \frac{\text{増加税額} \times \text{日数}67^{*137} \times \text{税率}1}{365} + \frac{\text{増加税額} \times \text{日数}78^{*148} \times \text{税率}2}{365}$$

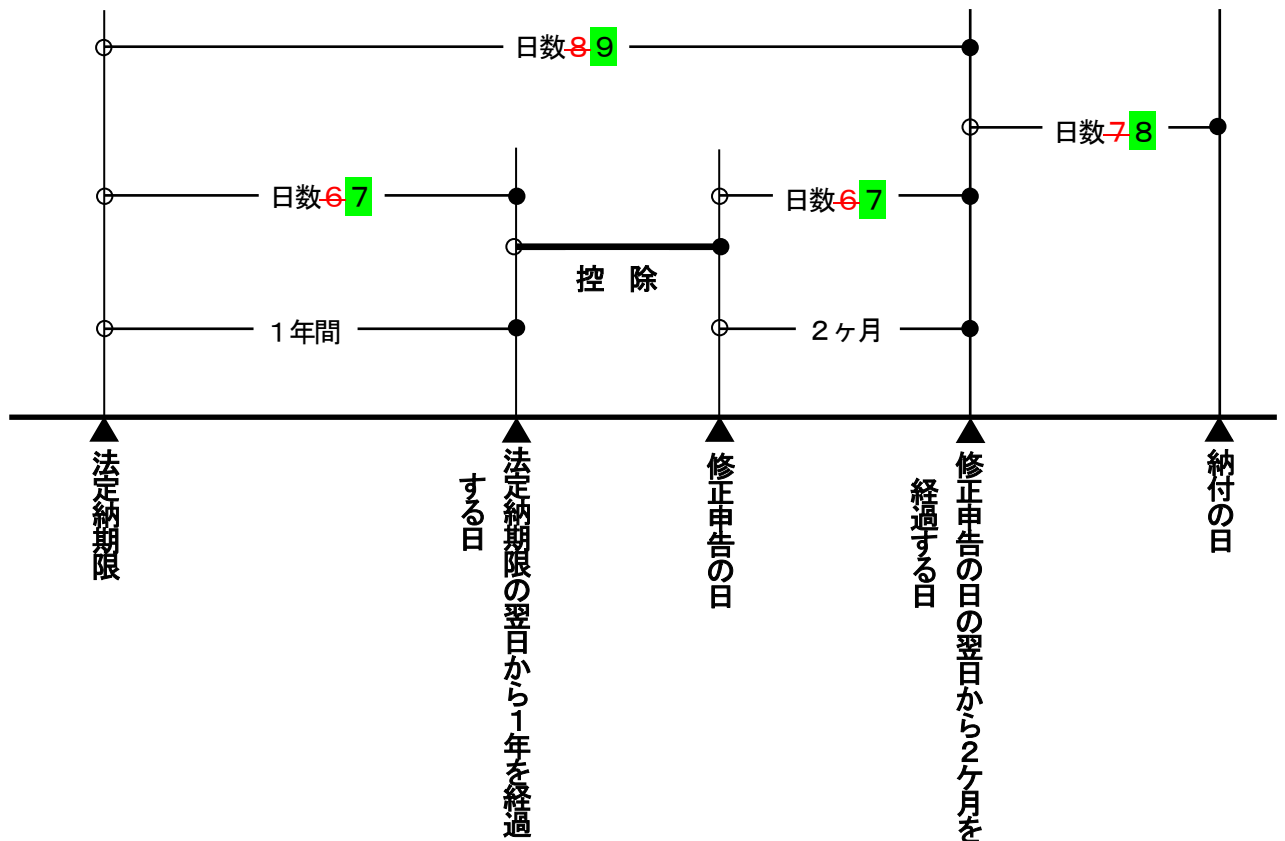
②①で計算した適用税率期間ごとの延滞税額を合算する。

- (*10 14) 増加税額：受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の増加税額の合計
- (*11 15) 日数45：日数56 * 12¹ - 「法定納期限の翌日から1年を経過する日の翌日」から「修正申告が行われた日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数
- (*12 16) 日数56：「法定納期限の翌日」から「納付の日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数
- (*13 17) 日数67：日数89 * 15¹ - 「法定納期限の翌日から1年を経過する日の翌日」から「修正申告が行われた日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数。
- (*14 18) 日数78：「修正申告の日の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日」から「納付の日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数
- (*15 19) 日数89：「法定納期限の翌日」から「修正申告の日の翌日から2ヶ月を経過する日」までの日数間で、適用税率が同一の期間を合算した日数。

(例1) 「修正申告の日の翌日から2ヶ月を経過する日」までに納付された場合



(例2) 「修正申告の日の翌日から2ヶ月を経過する日」の翌日以降に納付された場合



(B) 分割納付の場合の延滞税額算出

- ①分割納付の場合は、それぞれの納付について延滞税額を算出し合計する。
- ②前述の延滞税額の算出式の「本税」を、納付される以前の収納未済額（領収未済額）として算出する。
- ③本税完納以前については、算出した延滞税額の1円未満を切り捨てる。
- ④算出した延滞税額の合計額が1,000円未満の場合は、延滞税額は0円とする。
- ⑤算出した延滞税額の合計額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。

(C) 地方消費税の延滞税額算出

前述の延滞税額の算出式により両科目の延滞税額の合計を算出した後、以下の式により地方消費税の延滞税額の算出を行う。

地方消費税の延滞税額 *1620 =

$$\text{両科目の延滞税額の合計} \times \frac{\text{地方消費税の本税額}}{\text{消費税の本税額} + \text{地方消費税の本税額}}$$

- (*1620) 地方消費税の延滞税額：50銭以上1円未満の端数があるとき、またはその金額が50銭以上1円未満であるときは、その端数金額または全額を1円とする。

(D) 消費税の延滞税額算出

以下の式により、消費税の延滞税額の算出を行う。

$$\text{消費税の延滞税額} = \text{両科目の延滞税額の合計} - \text{地方消費税の延滞税額}$$

3. 一括納付書番号払出し・登録処理

一括納付対象の受入科目について以下の処理を行う。

(1) 一括納付対象条件

以下の条件に合致する場合、当該科目を一括納付対象とする。

- ①納税方式が包括納期限延長で、担保が引き落とされた場合
- ②納税方式が特例申告即納で、特定日^{*1721}までに特例申告が受理された場合（ただし、「特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合」または「納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合」は除く。）
- ③納税方式が特例申告納期限延長で、担保が引き落とされた場合（ただし、酒税及びたばこ税・たばこ特別税を除く）
（^{*1721}）輸入（引取）許可日の翌月20日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を8日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可日の翌月7日。

(2) 一括納付書番号払出し処理

資金DBに一括納付書番号（先頭10桁）（税関官署コードとの組み合わせ）が登録されていない一括納付書番号を払い出す。

- (A) 1の一括納付書番号にまとめる条件は以下のとおりとし、同一条件の一括納付書が既に存在する場合は、当該納付書に申告情報を追加する。

(a) 納税方式が包括納期限延長の場合

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード^{*1822}、輸入者コード、担保登録番号、納期限及び納付方法が同一のもの

（^{*1822}）申告者の利用者コードと申告先税関官署コードの組合せで別の利用者コードに集約する旨の登録があり、輸入許可日が適用期間内である場合には、申告者の利用者コードを集約先の利用者コードに変換する。

(b) 納税方式が特例申告即納かつ納付方法が口座振替以外の場合

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、納期限及び納付方法が同一のもの

(c) 納税方式が特例申告即納かつ納付方法が口座振替の場合

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、口座番号及び納期限が同一のもの

(d) 納税方式が特例申告納期限延長の場合

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、担保登録番号、納期限及び納付方法が同一のもの

- (B) 当該申告を追加しようとする一括納付書の申告件数合計が250件を超える場合、または合計金額が1,000億円以上になった場合は、一括納付書番号に枝番を付与し、別の一括納付書とする。

- (C) 一括納付書の枝番が10回払い出される度に、新規に一括納付書番号を払い出し^{*1923}、同一条件について最大2,000枚の500,000申告まで登録可能とするが、超えた場合は当該申告を個別管理対象に移行する。

（^{*1923}）納付方法がMPNの場合は、当該申告を反映する納付番号通知情報（一括）の合計金額が1,000億円以上となった場合も、新規に一括納付書番号を払い出す。

(3) 資金DB処理

一括納付対象となる旨及び一括納付書番号を登録する。

4. 納付番号及び確認番号払出し・登録処理

納付方法がMPNの輸入申告等について以下の処理を行う。

(1) 納付番号及び確認番号払出し処理

1の納付情報にまとめる条件は以下のとおりとし、同一条件の納付情報が既に存在する場合は、当該納付情報に申告情報を追加する。

①一括納付書対象以外の場合、申告先税関官署、輸入申告等の番号及び納期限が同一のもの

②一括納付書対象の場合、一括納付書番号（枝番を除く）及び受入科目が同一のもの

なお、消費税と地方消費税は同一の納付情報にまとめる。

(2) MPN納付DB処理

納付情報、納付番号及び確認番号を登録する。

5. 一括納付書等出力処理

後述の(1)対象帳票について、表1に示す出力先のうち、いずれかの利用者へ出力する。

表1 出力先となりえる利用者

	航空	海上
輸入者 (輸入取引者)	○	○
代表通関業者	—	○
申告者	○	○

(1) 対象帳票

- ①納付番号通知情報
- ②一括納付書情報
- ③納付番号通知情報(一括)
- ④一括納付書明細書情報
- ⑤一括納付用明細データ
- ⑥一括納付用明細総括データ

なお、①以外は管理資料として配信する。

また、納税方式及び納付方法の組合せにより対象となる帳票が異なるため、表2に詳細を示す。

表2 納税方式及び納付方法の組合せによる対象帳票一覧

○：輸入者等*2024へ出力

－：申告者へ出力

納税方式	納付方法	出力帳票／管理資料	輸入者等出力対象
即納	直納	納付書情報（直納）	－
	MPN	納付番号通知情報	－
特例申告即納 （一括納付対象外）*2125	直納	納付書情報（直納）	－
	MPN	納付番号通知情報	○
特例申告即納 （一括納付対象）*2125	直納	一括納付書情報 一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	－
	MPN	納付番号通知情報（一括） 一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	○
個別納期限延長	直納	納付書情報（直納）	－
	MPN	納付番号通知情報	○
包括納期限延長	直納	一括納付書情報 一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	○
	MPN	納付番号通知情報（一括） 一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	○
特例申告納期限延長	直納	一括納付書情報 一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	○
	MPN	納付番号通知情報（一括） 一括納付用明細書情報 一括納付用明細データ 一括納付用明細総括データ	○

(*2024) 後述の（2）出力先決定方法に従い、輸入者等へ出力することを示す。

(*2125) 一括納付対象とする条件は、本資料の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(2) 出力先決定方法

当該帳票に係る納期限延長用担保の提供者により、以下のとおり出力先を決定する。ただし、納税方式が特例申告即納の場合は、担保の提供者によらず、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等または「資金徴収登録（SIK）」業務で入力された輸入者により出力先を決定する（表3の条件1は「輸入者」固定となり、条件2及び条件3は他の納税方式と同じフローとなる）。

表3 出力先決定のフロー

パターン	1	2	3	4
条件1	担保提供者			
	通関業者または 無符号輸入者	輸入者または輸入取引者		
条件2	↓	国内用輸出入者DBの「納付書関連出力表示」 *2327		
	↓	“1”	“0”	
条件3 (Sea- NACCS のみ)	↓	↓	国内用輸出入者DBの「代表通関業者コード」 *2327	
	↓	↓	設定有り	設定無し
出力先	申告者 *2226	輸入者または 輸入取引者	代表通関業者 *2428	申告者 *2226

(A) 通関業者（申告者）の場合

申告者 *2226 を出力先とする。

(*2226) 包括納期限延長の場合で、システムに別の利用者に集約する旨の登録がある場合は、集約先の利用者コードを出力先とする。

(B) 輸入者または輸入取引者の場合

輸入者（輸入取引者）と納税方式 *2327 毎に出力先があらかじめ国内用輸出入者DBに登録されているため、当該輸入者（輸入取引者）の登録内容に従い、輸入者（輸入取引者）、代表通関業者または申告者 *2226 のいずれかを出力先とする。

(*2327) 包括納期限延長または特例申告納期限延長の場合と、個別納期限延長または特例申告即納の場合で、別々に国内用輸出入者DBに登録する。

(*2428) 代表通関業者へは、海上のみ出力可能。航空では、条件2にて納付書関連出力表示が“0”の場合、必ず申告者 *2226 に出力する。

(C) 無符号輸入者の場合

申告者 *2226 を出力先とする。

(3) 特記事項

システムを介さないで行われた輸入申告等に係る納付番号通知情報は、当該情報を出力する業務の入力者（税関）へ出力する（管理資料として配信される場合を除く）。